

## 手数料の見直し（案）

事務の名称	毒物劇物関係事務
-------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
毒物劇物取扱者試験手数料	件	10,500	<u>11,300</u>	800
毒物劇物製造業又は輸入業登録手数料	件	27,200	<u>29,100</u>	1,900
毒物劇物製造業又は輸入業登録更新手数料	件	10,200	<u>10,800</u>	600
毒物劇物製造業又は輸入業登録変更手数料	件	5,200	<u>5,650</u>	450
毒物劇物販売業登録手数料	件	14,700	<u>17,200</u>	2,500
毒物劇物販売業登録更新手数料	件	6,400	<u>6,950</u>	550
毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票書換え交付手数料	件	2,400	<u>2,600</u>	200
毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票再交付手数料	件	4,000	<u>4,050</u>	50